

⑭ 令和3年度以降の介護保険料が変わります

介護保険給付費は、要介護(要支援)認定者の増加に伴う介護サービス利用の増加により、今後とも増加することが見込まれています。そのような状況においても、安定的に介護サービスを供給するための財源として、介護給付費準備基金を取り崩し補填するとともに、介護保険料を引き上げることとなりました。令和3年度の介護保険料は、普通徴収(納付書や口座振替で納付)の方には8月頃、特別徴収(年金からの天引き)の方には9月頃、確定した額をお知らせします。

改定前				
第7期(平成30年度～令和2年度)				
段階	対象者		保険料調整率	保険料 (年間額)
1	本人が住民税非課税世帯	①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 ②前年の年金収入等 80 万円以下	基準額×0.30	18,720 円
2		前年の年金収入等 120 万円以下	基準額×0.50	31,200 円
3		前年の年金収入等 120 万円超	基準額×0.70	43,680 円
4	本人が住民税課税世帯	前年の年金収入等 80 万円以下	基準額×0.90	56,160 円
5 (基準額)		前年の年金収入等 80 万円超	基準額×1.00	62,400 円
6	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が 120 万円未満	基準額×1.20	74,880 円
7		前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満	基準額×1.30	81,120 円
8		前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	基準額×1.50	93,600 円
9		前年の合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満	基準額×1.70	106,080 円
10		前年の合計所得金額が 500 万円以上	基準額×1.80	112,320 円



改定後				
第8期(令和3年度)				
段階	対象者		保険料調整率	保険料 (年間額)
1	改定前と同じ		基準額×0.30	20,520 円
2			基準額×0.50	34,200 円
3			基準額×0.70	47,880 円
4			基準額×0.90	61,560 円
5 (基準額)			基準額×1.00	68,400 円
6	本人が住民税課税	改定前と同じ	基準額×1.20	82,080 円
7		前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	基準額×1.30	88,920 円
8		前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	基準額×1.50	102,600 円
9		前年の合計所得金額が 320 万円以上 500 万円未満	基準額×1.70	116,280 円
10		改定前と同じ	基準額×1.80	123,120 円

問 高齢福祉課(内線 170)